

令和 8 年改正種苗法について

元農林水産省輸出・国際局知的財産課首席審判官 豊富 育
元農林水産省輸出・国際局知的財産課課長補佐、弁護士 鍛冶 亮太

種苗法の一部を改正する法律案は、第221回国会（令和 8 年 特別会）に提出され、2026年 7 月16日に成立し、同年 7 月24日に公布された^{1,2}。施行日は2026年12月 1 日である³。本論文では、改正の背景となる事情について確認したのち、各改正内容を説明する。

第 1 はじめに

近時の日本食への関心の高まり、インバウンドによる日本食の認知度向上、健康志向の高まり等を背景に、農林水産物・食品の輸出額が伸びている。2025年の輸出額は、対前年比12.8%増の 1 兆7,005億円となった。主要輸出先国・地域のすべてで前年を上回り、13年連続で過去最高を更新した⁴。

他方、世界各国で、日本の農林水産物・食品における模倣品や産地を誤認させるような商品、非正規流通品が確認されている⁵。農林水産物・食品を生み出す源泉である種苗についても例外ではない。2025年に農林水産省が中国、韓国の種苗会社などのインターネット販売サイトを調査した結果、日本の登録品種と同じ名称、又はその品種であることを想起させる種苗が50品種程度確認された。中には、2022年 6 月 9 日に日本において品種登録されたばかりの愛媛果試第48号（商標：紅プリンセス）も含まれている⁶。

1 2020年の種苗法改正については、知財ぷりずむ2021年 1 月号 伊原友己「令和 2 年種苗法改正論議の俯瞰と改正法案の概要」が詳しい。

2 衆参両院において附帯決議がなされている。

3 ただし、①育成者権の存続期間の延長（第19条第 2 項の改正）及び②国外での登録品種の譲渡に係る育成者権の消尽（国際消尽）の否定（第21条第 2 項の改正）については、公布の日から施行。

4 2026年 2 月 2 日 農林水産省「2025年の農林水産物・食品の輸出実績」

5 2026年 3 月 IP FORWARD株式会社「令和 6 年度輸出環境整備緊急対策委託事業（模倣品等対策事業のうちコンサルティング）事業成果報告書」

6 根本幸典農林水産副大臣 令和 8 年 6 月16日 衆議院農林水産委員会